

あるから民法第五十一条の法意により控訴人は右有益費償還請求権による相殺を以て差押債権者たる被控訴人に対抗し得る訳である。而して取立命令の対象となつてゐる古賀製綿の控訴人に対する売掛代金債権の弁済期は前記の如く昭和三十三年七月末日であるので被控訴人の取立命令による本訴請求債権と控訴人の前記有益費償還請求権とは昭和三十三年七月末日相殺適状となり、本件記録によれば控訴人が昭和三十五年十月二十五日午前十時の本件第十二回の口頭弁論期日において相殺の意思表示をなしたことが明らかであるので前記相殺適状の時に遡り控訴人の債務は消滅の効果を生じた訳で、控訴人の前記相殺の抗弁は理由がある。

よつて被控訴人の本訴請求は理由がないのでこれを棄却すべく、これと結論を異にした原判決は取消を免かれない、結局本件控訴は理由があり、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第九六条、第八九条を適用して主文のとおり判決する。

(昭和三六年十一月二十九日 福岡高等裁判所第三民事部)

○ごみ焼場設置条例無効確認等請求事件 (昭和三七年(オ)第二九六号 棄却)
(同三九年一〇月二十九日第二小法廷判決 棄却)

【上告人】 控訴人 原告 町田又吉 外八名 代理人 松原正交 外一名

【被上告人】 被控訴人 被告 東京都

【第一審】 東京地方裁判所 【第二審】 東京高等裁判所

○判示事項

いわゆる抗告訴訟の対象たる行政庁の公権力行使にあたる行為の要件

○判決要旨

いわゆる抗告訴訟の対象たる行政庁の公権力行使にあたる行為の要件

国または公共団体の行なう行為のうち、それが仮りに違法なものであるとしても、正当な権限を有する機関によつて取り消されまたはその無効が確認されるまでは法律上または事実上有効なものとして取り扱われるものでなければ、いわゆる抗告訴訟の対象たる行政庁の公権力の行使にあたる行為とはいえない。

【参照】行政事件訴訟特例法第一条 行政庁の違法な処分、取消又は変更に係る訴訟その他公法上の権利関係に関する訴訟については、この法律によるの外、民事訴訟法の定めるところによる。

○ 主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

○ 理 由

上告代理人松原正交の上告理由について。

論旨は、原審が行政訴訟の対象たる行為を行政庁の公権力の行使としてなされたものに限られ、本件ごみ焼却場設置行為はこれに該当しないと判断したことが、新憲法下における法治主義の法理に違反する、という。

しかし、行政事件訴訟特例法一条にいう行政庁の処分とは、所論のごとく行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によつて、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいうものであること

【要旨】

は、当裁判所の判例とするところである（昭和二十八年（オ）第一三六二号、同三〇年二月二十四日第一小法廷判決、民集九卷二号二一七頁）。そして、かかる行政庁の行為は、公共の福祉の維持、増進のために、法の内容を実現することを目的とし、正当の権限ある行政庁により、法に準拠してなされるもので、社会公共の福祉に極めて関係の深い事柄であるから、法律は、行政庁の右のような行為の特殊性に鑑み、一方このような行政目的を可及的速かに達成せしめる必要性と、他方これによつて権利、利益を侵害された者の法律上の救済を図ることの必要性とを勘案して、行政庁の右のような行為は仮りに違法なものであつても、それが正当な権限を有する機関により取り消されるまでは、一応適法性の推定を受け有効として取り扱われるものであることを認め、これによつて権利、利益を侵害された者の救済については、通常の民事訴訟の方法によることなく、特別の規定によるべきこととしたのである。従つてまた、行政庁の行為によつて権利、利益を侵害された者が、右行為を当然無効と主張し、行政事件訴訟特例法によつて救済を求め得るには、当該行為が前叙のごとき性質を有し、その無効が正当な権限のある機関により確認されるまでは事実上有効なものとして取り扱われている場合でなければならない。

ところで、原判決の確定した事実によれば、本件ごみ焼却場は、被告入都がさきに私人から買収した都所有の土地の上に、私人との間に対等の立場に立つて締結した私法上の契約により設置されたものであるというのであり、原判決が被告入都において本件ごみ焼却場の設置を計画し、その計画案を都議会に提出した行為は被告入都自身の内部的な手続行為に止まると解するのが相当であるとした判断は、是認できる。

それ故、仮りに右設置行為によつて原告人らが所論のごとき不利益を被ることがあるとしても、右設置行為

は、被上告人都が公権力の行使により直接上告人らの権利義務を形成し、またはその範囲を確定することを法律上認められている場合に該当するものということを得ず、原判決がこれをもつて行政事件訴訟特例法にいう「行政庁の処分」にあたらぬからその無効確認を求める上告人らの本訴請求を不適法であるとしたことは、結局正当である。

されば、原判決には所論の違法はなく、論旨は、採用できない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 長部謹吾 裁判官 入江俊郎 裁判官 斎藤朔郎)

上告代理人松原正交の上告理由

第一点 原判決は「当該行政事務の遂行としてなされる一連の行為が、当然に行政訴訟の対象となる行政処分に当るものとする事ができないのであつて、右にいわれる行政処分に当るかどうかは、原則として行政主体の当該行為が公権力の行使としてなされ、且つ右行為が直接国民の権利義務に影響を与えるような法律的效果を生ずるものかどうかによつて決定されなければならない。」と説示し本訴を却下した第一審判決を支持して控訴棄却の判決を言渡されたものである。然し乍ら原判決の云うように当該行為が行政主体の公権力の行使として為されたものとみれば行政訴訟の対象となり然らざるものは対象とならぬとする見解は今や社会的に経済的に吾人の生活関係において公権、私権の区別が困難となつた際果して公権力の行使と否らざるものとを区別し、その取扱を異にする実益ありやは甚だ疑わざるを得ない。周知のように公権なる観念はフランスに始まり独逸において発展し、我が国においても明治以来多分にその影響を受けたものであつたが此の観念は旧憲法の

もとにおける法理念であつて現行日本国憲法のもとにおいては「人民も行政庁も平等に法の支配に服すべきもの」であるという法理念と相容れない見解となつた。すなわち現行憲法は国民の基本的人権の尊重を基調とするものであつて原判決のいわゆる公権力と雖法を離れて存在し得ず法のもとに法に従つてのみ行政庁は行政権を行使すべきものであるから公権力の行使が否やよりも寧ろ違法の行政行為かどうかが先決問題と云わねばならぬ。然るに原判決は依然として公権力の行使と云う旧理念に拘泥し上告人の控訴を棄却したのは法令の解釈を誤つた違法がある。

第二点 司法裁判所が行政権の行使に介入すべからざること自明の理であるが本件のように行政庁と個人間に具体的事実について法律上の争が存在する以上、之を審理裁判するは日本国憲法のもとにおける司法裁判所のみが有する権限であり亦義務でもある。然るに原判決は、行政事件訴訟法第一条を不当に狭義に解釈し「公権力の発動として為された行政行為」のみが行政訴訟の対象であるとして、上告人の控訴を棄却したのは現行憲法のもとにおける法理念に反するものである。すなわち日本国憲法は国民の基本的人権の尊重を基調としているものであつて此の基本理念から当然に法治主義の原理をとり入れていることも当然の事理である。故に行政に対しても常に法律の適用を要求しその容れない場合之を保障する作用が存しなければならぬ。その作用はすなわち司法裁判所の権限であることは憲法第七六条、裁判所法第三条の条文に明示するところである。故に若し行政庁の違法の行政行為によつて権利を侵害せられた者は司法裁判所に対して審理裁判を求め、之が救済の途を講ずべきは当然であつて此の場合司法裁判所は公法関係であれ私法関係であれその取扱を異にすべきでないことは現在における法理念に照らし当然の帰結である。(田中二郎行政訴訟の理念二三頁以下三三、一

○ (一〇第三版) 故に本訴は適法の訴であるにも拘らず之を棄却した原判決は違法であるから破棄せらるべきと信ずる。

○ 参 照

第一審判決の主文及び事実

主 文

本件訴を却下する。

訴訟費用は原告等の負担とする。

事 実

原告等訴訟代理人は「被告は昭和三二年五月三〇日第二一五号議案をもって東京都議会の議決を経同年六月八日公布した東京都大田区矢口町九四七番地にごみ焼却場を設置する行政処分の無効なることを確認する。訴訟費用は被告の負担とする」との判決を求め、その請求原因として次のとおり述べた。

一、被告は昭和一四年頃東京都大田区矢口町九四七番地にごみ焼却場を設置すべく二、一一五坪の土地(以下本件土地といふ)を買収したが、建設に着手せずそのまま放置していた。ところが昭和三二年五月二八日、同年第二回東京都都議会臨時会に第二一五号議案として本件ごみ焼却場設置計画案を提出し、同議会は同月三〇日若干の希望を付して右原案を可決した。そこで被告は同年六月八日東京都公報をもってその旨公布し、その後訴外西松建設株式会社との間に建築請負契約を締結して建設工事に着手せんとしている。ところでごみ焼却場の設置は地方自治法第二条第二項、第三項第六号及び清掃法により地方公共団体に義務づけられている行政事務の一つであるから、被告が本件ごみ焼却場の設置を計画し、その計画案を都議会に提案し、これが議決を経て公布し、これに基づいて実施する一連の行為はとりもなおさず被告の行政処分たること明らか

である。

二、しかし、右ごみ焼却場の設置処分は、次のように違法な行政処分であるから、無効といわなければならない。

(一) 地方自治法第二条第一四項、第一五項によれば、地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してはならず、法令に違反して行つた行為は無効とすると規定せられているところ、本件ごみ焼却場の設置は後記(三)ないし(四)記載のように、その場所の選定が環境衛生上最も不適当な土地になされていて、右は清掃法第六条同施行令第二条第一項第一号(ハ)に違反するものであるから、この点において無効といわなければならない。

(二) 昭和一四年当時本件土地は田園の一部で附近に人家もない有様であつたが、その後東京都の発展に伴い本件土地を含む附近一帯の土地は商工業並びに住宅地帯と化し、工場、店舗、住宅が密生し、すでに当時とは事情が一変していてごみ焼却場の設置場所としては最も不適当な場所と化している。従つて被告が二〇年前の計画に基づいてこれを設置することは事情変更の原則に違反するものである。

(三) 本件土地の東二〇〇米の地点に東京都水道局矢口浄水場があつて、掘せいにより地下水を汲み上げ原告らを含む附近約一万世帯に飲料水を供給しているものであるが、本件土地にごみ焼却場が設置されれば、ごみ汁が地下に浸透して右の水源を汚染する恐れが多分にあり、かつ西二〇〇米の地点に大田区矢口中学校、南二〇〇米の地点に大田区立多摩川小学校があつて、多数の学童生徒の通学往来が頻繁であるから、本件ごみ焼却場の設置場所は公衆衛生上並びに交通安全上最も不適当である。

(四) 本件土地は旧多摩川の川床に当り、最も低地であつて、被告は本件土地約一〇〇米南方に下水揚水場を設置して、満潮時揚水ポンプによつて下水を多摩川に排水している現状である。

しかして排水処理はごみ焼却場操業上重大なる関係を有するものであるから、かかる排水に不便な低地帯にごみ焼却場を設置することは違法である。

(四) 被告は本件ごみ焼却場設置計画をすでに二〇年以上も放置していたので、原告らは右計画が取止めとなつたものと信じて本件土地の周辺に住宅や工場を建て、諸種の生活関係ないし経済関係を樹立して今日に到つたものである。従つて被告がかかる情勢の変化を顧みず、原告等の陳情請願をも無視してこれが設置を強行せんとするのは権利が行使されないで永く設置されていることによつて権利そのものの自壊作用でその権利を行使することが信義則上許されなくなるという失効の原則にも反し違法といふべきである。

(四) のみならず、東京都議会は「地元民の諒解納得を得た上着工すること」という希望意見を附して本件ごみ焼却場設置計画を可決したものであるところ、原告らを含む地元民は終始右ごみ焼却場の設置に反対して来たものであつて、これが設置に諒解納得を与えた事実はないから被告の行為は都議会の議決の趣旨にもそわない違法な行政処分である。

三、原告らはいずれも本件土地附近に居住する者であるところ、本件ごみ焼却場の設置により次のような権利侵害を受け、回復すべからざる損害を蒙るものである。すなわち

(一) 被告がいかん設備に手を加えてもじん芥処理による煤煙の発散は免れ難く、原告らの快適な生活は一朝にして破壊される。

(二) 日々多数のじん芥を搬入することになるから、その運搬、集積、焼却作業の各過程において猛烈な悪臭が放たれ保健衛生上重大な脅威を受ける。

(三) 原告らの飲料水は附近に設置されている掘せいにより揚水する地下水又は自家用井戸水によつて汚染されているところ、汚物処理に際し発生する細菌が地下水に混入することは避け難いから、原告らの生活は危険にさらされる。

(四) 前述のように附近に小学校並びに中学校があり、これら学童生徒の通学往来に際し、じん芥搬入車（一日トラック二百台分の予定）のためその交通の安全が阻害される上搬入車の通行する商店街は悪臭を受け又美観を損なわれるから営業上大の支障を来たすことになる。

(四) 本件ごみ焼却場の設置により多量の地下水が使用されるから附近の工業用水の枯渇を来たし工場経営が不可能に陥り
いる。

以上のように被告の違法な行政処分により原告らはいずれもその生活の安全をおよびやかされ、経済上多大の損失を受ける
から本件ごみ焼却場の設置行為の無効確認を求める利益を有するものである。

被告指定代理人は、本案前の申立として主文と同旨の判決を求め、その理由として次のとおり述べた。

原告の主張する本件ごみ焼却場の設置は以下に述べるように行政訴訟の対象たりうる行政処分ではないからこれが行政処分
であることを前提として被告に対しその無効確認を求める本訴はこの点において不適當である。すなわち、被告はごみ焼却場
を設置するため昭和一四年頃本件土地を売買により取得したが、戦争激化のためその建設を一時中止し、昭和三二年にいた
りはじめて右土地にごみ焼却場を建設すべく決意し、そのため被告の執行機関である京京都知事は昭和三二年九月二一日
付で右設置について都議会の議決を求めたところ、議会は昭和三二年五月三〇日希望意見を付して原案を可決した。そこで
被告は右議会の議決のあつた旨を同年六月八日東京都公報に登載して一般に報道し、その後昭和三四年四月二日東京都大田
区議会は、本件焼却場設置について若干の希望意見を付して同意する旨の議決をしたので、被告は昭和三五年三月三一日訴
外西松建設株式会社と本件焼却場建設請負契約を締結し、建設工事に着手せんとしているものである。

このように都議会の議決、東京都公報の登載、被告と西松建設株式会社間の工事請負契約等右一連の行為はいずれも直接人
民を相手としてなされたものではなく、又人民の権利義務に直接的な影響を及ぼすものでもないからこれが行政訴訟の対象
たる行政処分でないことは明らかである。

(昭和三六年二月二三日 東京地方裁判所民事第二部)

第二審判決の主文、事実及び理由

主 文

いわゆる抗告訴訟の対象たる行政庁の公権力行使にあたる行為の要件

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人等の負担とする。

事 実

控訴代理人は、「原判決を取り消す。本件を東京地方裁判所に差し戻す。」との判決を求め、被控訴代理人は主文第一項同旨の判決を求めた。

当事者双方の陳述した事実上の主張は、左記のほかは、原判決の事実摘示と同一であるから、これを引用する（但し、原判決四枚目―記録四五丁―裏七行目に「四」とあるのは、「三」の誤記であり、同五枚目―記録四六丁―裏十一行目に「不適當」とあるのは、「不違法」の誤記と認められるから、それぞれ右のとおり訂正する。）。

控訴代理人は次のとおり述べた。

一、原判決二枚目（記録四三丁）表十一行目に、「若干の希望」とあるのを、「地元民の諒解納得につとめられたいとの希望」と、同四枚目（記録四五丁）表十行目に、「設置」とあるのを「放置」と、それぞれ訂正する。

二、本件土地は旧多摩川の川床で、従前沼となっていたところであつて、この地区で最も低地であるが、京京都清掃条例（昭和二十九年条例第六〇号）第八条第一項第三号、第二十一条第四号によれば、ごみ処理場は環境衛生上支障の少ない地並びに排水の良い地を選定すべき旨を規定している。ところが、本件土地は環境衛生上最も不良であり且つ低地であるため、排水の最も不良の土地である。従つて、東京都は満潮時には下水を多摩川に流下させるため、本件土地の南一丁弱の地点に揚水ポンプを設置している。被控訴人は自ら制定した条例に違反して本件ごみ焼却場を設置しようとしているものである。

三、東京都は現に第一ないし第五の清掃工場を設置してごみ焼却作業を行なっている。右のうち第一ないし第四の工場は、いずれも旧式で規模が狭少であり、従つてその敷地もそれほど広くないけれども、最近建設された近代的設備を有する第五工場（石神井工場）の敷地は四千五百坪であつて、現在の施設に比しむしろ狭い状況である。ところが、本件土地は僅かに

二千百十五坪で、しかも周囲には工場が建設されているので拡張の余地がない。このような狭少な敷地では到底完全な施設並びに操業が行えるものでなく、現に足立区内に建設予定の第七工場の敷地は八千五百坪で且つ附近は緑地帯であり、また、板橋区内に建設予定の第八工場の敷地は一万五千坪であるから、ごみ焼却場の敷地が二千坪程度では完全な操業の不可能であることは明らかである。従つてこの点からみても、本件ごみ焼却場の設置は許さるべきものでない。

被控訴代理人は次のとおり述べた。

一、控訴人が原審で本訴請求の原因として主張した事実のうち、被控訴人が昭和十四年頃控訴人主張の本件土地にごみ焼却場を設置するため右土地を買収したが、建設に着手しないで空地のまま放置してきたこと、控訴人主張の頃東京都知事が第一回東京都議会臨時会に控訴人主張の議案として本件ごみ焼却場設置計画案を提出し、同議会が控訴人主張の日その主張のような希望を付して右原案を可決し、次いで昭和三十年六月八日東京都広報にその旨を登載し、その後被控訴人が訴外西松建設株式会社との間に建築請負契約を締結して右建設工事に着手しようとしたこと、(但し現在はすでに着手している)、ごみ焼却場の設置は地方自治法第二条第二項、第三項第六号及び清掃法により地方公共団体に義務づけられている行政事務に属すること、同法第二条第十四項に控訴人主張のような規定の存すること、昭和一四年当時本件土地は田園の一部で附近に人家もない状態であつたが、その後東京都の発展に伴い本件土地を含む附近一帯の土地が商工業並びに住宅地帯と化し、工場店舗住宅が櫛比するに至つたこと、本件土地の東二百メートルの地点に東京都水道局浄水場があつて、控訴人主張の方法により控訴人等を含む附近約一万世帯に飲料水を供給していること、本件土地の西二百メートル、南二百メートルの各地点にそれぞれ控訴人主張の各中学校、小学校が存在すること、本件土地が旧多摩川の川床に当り、約百メートル南方に下水揚水場があつて、満潮時に揚水ポンプにより下水を多摩川に排水している現状であり、排水処理がごみ焼却場操業上重大な関係を有するものであること、控訴人等が本件ごみ焼却場の設置に終始反対してきたもので、右設置に諒解納得を与えたことのないこと、控訴人等はいずれも本件土地附近に居住する者であることはいずれも認めるが、その余の事実は否認する。

いわゆる抗告訴訟の対象たる行政庁の公権力行使にあたる行為の要件

二、控訴人等の当審での上記主張事実について、

(イ) 上記一の訂正には異議はない。

(ロ) 上記二の主張事実のうち、本件土地が旧多摩川の川床であつたこと、東京都清掃条例第一項第三号が控訴人等主張の事項を規定していること控訴人等主張の地点にその主張のような施設がなされていることは、いずれも認めるが、その余の点は否認する。東京都清掃条例第一条第四号は、積換場又は処理場（埋立処理場を除く）はその地盤を不透透質材で敷設し、平滑で排水に便利な構造とすることと規定しているだけである。また、本件土地は多摩川に近い関係から、排水場を設置することにより排水が最も容易にできる場所というべきである。

(ハ) 上記三の主張事実のうち、被控訴人が現に第一ないし第五工場を設置して、ごみ焼却作業を行なっていること、右のうち第二ないし第四工場がいずれも旧式で規模が狭小であり、従つてその敷地もそれほど広くないこと、第五工場は最近建設され近代的設備を有すること、本件土地が二千百十五坪で控訴人等主張のように拡張の余地のないことは、いずれも認めるが、その余の点は否認する。第一工場は昭和三十年七月操業が開始された工場で、その敷地は約五千八百八十二坪、第五工場の敷地は約五千二百五坪、近く建設しようとしている第七工場（控訴人等が第八工場と主張しているのは誤りである）の敷地は一万四千二百四十六坪、附近に緑地帯を有する第八工場（控訴人等が第七工場と主張しているのは誤りである）の敷地は九千四百五十八坪である。

理 由

被控訴人が昭和十四年頃本件土地にごみ焼却場を設置するために、右土地を買収したけれども、建設に着手することなく、空地のまま放置してきたこと、昭和三十三年五月二十八日同年第二回東京都議会臨時会に第二一五号議案として本件ごみ焼却場設置計画案が提出せられ、同議会は同月三十日右原案を可決したので、被控訴人は同年六月八日東京都公報にその旨を登載し、その後被控訴人が訴外西松建設株式会社との間に本件ごみ焼却場建築請負契約を締結したことは、いずれも当事者

間に争がない。

控訴人等は、ごみ焼却場の設置行為は地方自治法及び清掃法により地方公共団体に義務づけられている行政事務の一つであり、被控訴人が本件ごみ焼却場の設置を計画し、その計画案を都議会に提案し、その議決を経て公布し、これに基づいて実施する一連の行為は、行政処分である旨主張するに対して、被控訴人は右は行政訴訟の対象となる行政処分に当たらないから、その無効確認を求める本訴は不適法である旨主張するので、まずこの点について判断する。ごみ焼却場を設置することが、法律により地方公共団体に課せられた行政事務に属するものであることは、地方自治法第二条第二項、第三項及び清掃法の各規定に照して疑のないところである。しかし、ある行政事務を遂行すべきことが法律上行政庁に義務づけられているからといって、ただそれだけでは、当該行政事務の遂行としてなされる一連の行為が、当然に行政訴訟の対象となる行政処分に当たるとすることはできないのであつて、右にいわゆる行政処分に当るかどうかは、原則として行政主体の当該行為が公権力の行使としてなされ、且つ右行為が直接国民の権利義務に影響を与えるような法律的效果を生ずるものかどうかによつて決定されなければならない。よつて、本件ごみ焼却場設置のために被控訴人がなした一連の行為について考えてみると、被控訴人が本件ごみ焼却場の敷地に当てるためになした土地の買収行為及び西松建設株式会社との間に締結した建築請負契約は、いずれも被控訴人が私人との間に対等の立場に立つて締結した私法上の契約にほかならないものであり、そこにはなんら公法的関係は認められない。被控訴人が本件ごみ焼却場の設置を計画し、その計画案を都議会に提出することは、すべて被控訴人の内部的な行為であり、また都議会の議決は、議員の除名のように、それによつて直接国民の権利義務になんらかの法律上の効果を生ずる場合を除き、法人格を有する地方公共団体の内部的意志決定たる性質を有するにすぎないものである。本件の場合にも、本件のごみ焼却場の設置によつて控訴人等近隣の住民がその主張のような不利益、不安な状態におかれるとしても、それはその設備内容にも重大な関係をもつものでもあり、また、それは本件議決の法律上の直接の効果であるとは認めることはできない。また、被控訴人が右議決を経てこれを東京都公報に登載したことも、ただ右議決のなされた

いわゆる抗告訴訟の対象たる行政庁の公権力行使にあたる行為の要件

ことを一般に周知させたまでのことであつて、そのこと自体なんらの法律上の効果を伴うものではない。

次に、被控訴人が本件土地に建物を建築し、機械を備付けその他汚物処理のための諸施設をなす行為、すなわちごみ焼却場の設置行為自体は、一定の法律上の効果を生ずるものでなく、たんなる事実行為にすぎないものである。もつとも、附近住民である控訴人等が、汚物の運搬、集積及び焼却作業等の過程で、堪えがたい悪臭が放たれ、又は煤煙の発散等のため保健衛生上重大な脅威を受け、その権利を侵害されるような事態が生ずるとするならば、それは一方においては、その廃止、移転等の問題として政治上解決すべきであるが、法律上処理するとしても損害賠償その他として私法上処理し得る場合があるとしても、それは全く別な問題であるといわなければならない。

以上説明のとおりであつて、本件ごみ焼却場設置に関する一連の行為は当然行政訴訟の対象とされる行政処分に当ると認めることはできないばかりではなく、右のような行為を間接ながら不利益を受ける者からそれを対象して不服の訴を認めることを特に規定した法規もないから、それが不服の訴の対象となる行政処分であることを前提として、行政庁である被控訴人に対してその無効確認を求める控訴人等の本訴請求は不適法であつて、その余の点について判断するまでもなく、却下を免れない。

従つて、右と同趣旨の原判決は相当であつて、本件控訴は理由がないから民事訴訟法第三八四条第一項を適用してこれを棄却することとし、控訴費用の負担について同法九五条第八九条九三条第一項本文を適用して主文のとおり判決する。

(昭和三六年二月一四日 東京高等裁判所第八民事部)